

同一労働同一賃金

8

派遣労働者の 同一労働同一賃金

朋労務コンサルタントオフィス所長
(一社)名北労働基準協会
労働相談室相談員
社会保険労務士
藤原朋子

同一労働同一賃金ガイド
ラインに示されています。

【基本給を労働者の職業経験・能力に応じて支給しようとする場合】

労働者派遣法の改正により、派遣元事業所は派遣労働者の待遇について、遣労労働者の待遇について、
【派遣先均等・均衡方式】
のいずれかの方式をとることになります。

このうち【派遣先均等・均衡方式】は、派遣先の通常労働者と

①職務内容
②職務内容・配置の変更範囲

が同じ場合は差別的取扱いを禁止、①②およびその他の事情に相違がある場合は、その相違を考慮して不合理な待遇差を禁止するもので、次のような問題となる具体例、問題とならない具体例が

【賞与】
派遣先は、通常の労働者の全員に職務の内容や会社の業績等への貢献等にかかわらず何らかの賞

与を支給しているが、派遣元は、当該派遣先に派遣している派遣労働者に賃与を支給していない。

↓問題となる

【精皆勤手当】

派遣先では、考課上、欠勤についてマイナス査定を行い、かつ、それが

合の範囲内で、精皆勤手当を支給していない。

↓問題となる

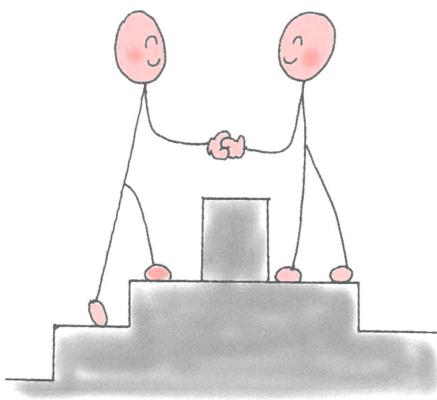
【食費手当】

派遣先は、労働時間の途中に食事のための休憩時間がある通常の労働者に対して食事手当を支給しており、派遣元も、当該派遣先に派遣されている派遣労働者に対し、食事手当を支給している

↓問題となる

待遇についても、派遣元は派遣先に雇用される通常の労働者と同一の付与をしなければならないとしています。

派遣元は、このようないくつかの均等・均衡待遇を図るため、派遣先に對して、派遣する労働者と職務の内容、職務の内容及び配置の変更の範囲が同一と見込まれる派遣先の労働者の待遇について、情報提供を求めなければなりません。また、派遣先は派遣元の求めに応じ、情報提供を行わなければならず、派遣元が均等・均衡待遇を確保するためには派遣料金等について配慮することが求められます。



休職などの福利厚生等の

その他役職手当、通勤手当、特殊勤務手当などの各種

待遇に反映される通常の労働者には、一定の日数以上出勤した場合に精皆勤手当を支給しているが、派遣元は、当該派遣先に派遣されている派遣労働者は、考課上、欠勤についてマイナス査定を行っていないため、その見

イラスト・森沢康代

働き方改革関連法対応のための
待遇差対応研究会

令和元年11月19日・令和2年2月7日

いづれか1日、9時30分～16時30分
会員 9420円・非会員 11510円
当協会総合受付まで 052-961-1666